

神奈川県監査委員報告第 22 号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

平成 30 年 12 月 21 日

神奈川県議会議長 桐 生 秀 昭 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	国 吉 一 夫
同	高 橋 稔

第1 監査の種別及び実施箇所数

随時監査を出先機関 10 箇所について実施した。

第2 監査実施期間

平成 30 年 9 月 4 日から同年 12 月 5 日まで

第3 監査の結果

1 年度末財務監査

平成 29 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の財務の執行を中心に調査した次の出先機関 5 箇所では、監査の結果、2 箇所において不適切事項が認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

(1) 不適切事項が認められた監査実施箇所（2 箇所）

ア 環境農政局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県水産技術センター	平成 30 年 10 月 15 日（平成 30 年 8 月 24 日職員調査）	契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約 2 件（単価契約、支払額計 110,592 円）の締結に当たり、契約書に代金の算出方法や収集運搬代の契約単価を誤って記載していた。

イ 県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県県西土木事務所	平成 30 年 12 月 5 日（平成 30 年 9 月 12 日職員調査）	契約事務において、「ロビーチェアほか物品売買契約」ほか 1 件（契約額計 4,687,200 円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（3 箇所）

ア 政策局

神奈川県湘南地域県政総合センター

イ 県土整備局

神奈川県横須賀土木事務所、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター

2 補完的財務監査

平成 29 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関 5 箇所では、監査の結果、3 箇所において不適切事項が認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

(1) 不適切事項が認められた監査実施箇所（3 箇所）

ア 政策局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県西地域 県政総合センター	平成 30 年 11 月 15 日 (平成 30 年 9 月 6 日 職員調査)	財産管理事務において、土地改良財産の目的外使用許可に係る使用料の収入未済 2 件、22,210 円について、平成 26 年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、平成 29 年 5 月に至るまで不納欠損処分を行っておらず、事務手続が著しく遅延していた。

イ 福祉子どもみらい局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県中央児童 相談所	平成 30 年 11 月 6 日 (平成 30 年 9 月 13 日職員調査)	収入事務において、障害児保護措置費自己負担金 9 件、59,600 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後 20 日以内に督促状を発行しておらず、また、児童保護措置費自己負担金 27 件、325,170 円、障害児保護措置費自己負担金 10 件、81,400 円及び総合リハビリテーションセンター障害児保護措置費自己負担金 1 件、2,600 円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して 10 日を経過した日を指定期限とすべきところ、同規則の規定に反し、9 日を経過した日を督促状の指定期限としていた。

ウ 企業庁

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成 30 年 11 月 29 日 (平成 30 年 8 月 28 日職員調査)	支出事務において、リース車両である公用車の運転中に発生した事故により相手方の車両に与えた損害相当額（修理代）1 件、94,651 円について、自動車賃貸借契約書に基づきリース会社が締結した任意保険契約が適用されるにもかかわらず、県費で執行し、その後も保険金の請求を行っていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（2 箇所）

県土整備局

神奈川県平塚土木事務所、神奈川県藤沢土木事務所